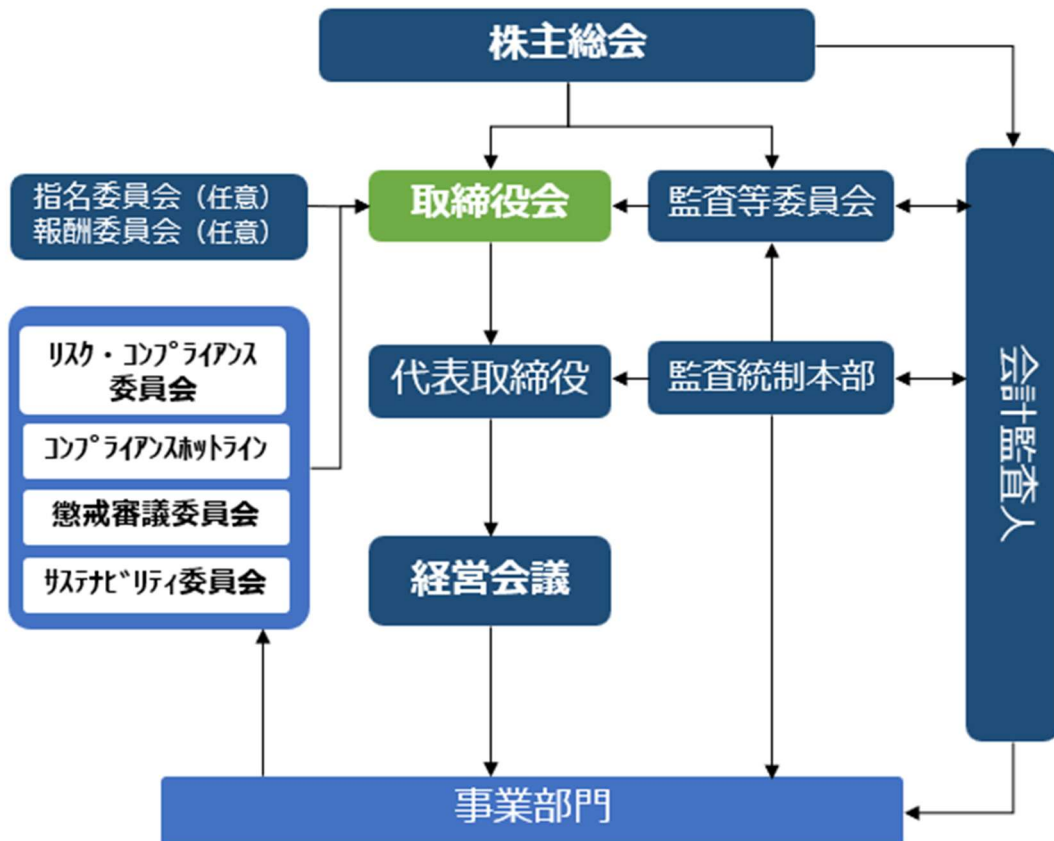


コーポレート・ガバナンス

【コーポレート・ガバナンス体制】

コーポレート・ガバナンス体制図



取締役会

PayPay 株式会社（以下「当社」とします。）の取締役会は、重要な業務執行の決定及び取締役の業務執行の監督を目的としており、取締役 9 名のうち 4 名が独立社外取締役で構成され、代表取締役 社長執行役員 CEO が議長を務めています。各独立社外取締役は独立性が十分に確保されている上、企業経営などに関する豊富な知識と経験を有しており、いずれも取締役会の議論に積極的に加わり、経営判断・意思決定を行っています。

取締役会付議事項は「取締役会規程」に定められており、取締役会は、法令・定款で定められた事項や経営の基本方針、中長期経営計画及び年間予算の承認、一定金額を超える投融資や年間の借入額の設定といった会社の資産・資金に関する重要事項のほか、株主総会、役員及び株式に関する重要な事項などを決定しています。また、企業活動の機動性を高めるため、これら

の付議事項以外については、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することもあります。

取締役の選任に当たっては、取締役会で候補者を選定し、株主総会の議案として提出しています。

なお、当社と非業務執行取締役である出澤 剛、後藤 芳光、宮川 潤一、高洲 史弥、柄澤 康喜、ポール 与那嶺、河野 宏子及び金子 寛人は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定される最低責任限度額としています。

指名委員会（取締役会の任意の諮問機関）

指名委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役の指名等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するために、助言・提案する機能を担う機関として設置しています。

指名委員は、取締役会の決議により取締役から選任し、委員のうち過半数を独立社外取締役として、独立性・客観性を高めています。

現在は、取締役 3 名（ポール 与那嶺（委員長/独立社外取締役）、河野 宏子（独立社外取締役）、中山 一郎（代表取締役 社長執行役員 CEO））で構成されています。

指名委員会付議事項は「指名委員会規程」に定められており、取締役選任候補者の検証・検討、取締役のスキルマトリックス・多様性に関する検討、社長のサクセッションプランの検証・検討、その他これらに関連する事項について審議しています。

指名委員会は 1 年に 1 回以上、必要に応じて随時開催しています。

報酬委員会（取締役会の任意の諮問機関）

報酬委員会は、取締役会の任意の諮問機関として、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するため、助言・提案する機能を担う機関として設置しています。

報酬委員は、取締役会の決議により取締役から選任し、委員のうち過半数を独立社外取締役として、独立性・客観性を高めています。

現在は、取締役 3 名（柄澤 康喜（委員長/独立社外取締役）、金子 寛人（独立社外取締役）、中山 一郎（代表取締役 社長執行役員 CEO））で構成され

ています。

報酬委員会付議事項は「報酬委員会規程」に定められており、取締役会が決議したクローバックポリシーに基づく発動の審議、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び個人別の報酬等の内容、その他これらに関連する事項について審議しています。

報酬委員会は1年に1回以上、必要に応じて随時開催しています。

リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、当社及びグループ会社のリスク管理及びコンプライアンスに関する重要事項を審議し、報告を受けるために設置しています。

同委員会は、チーフ・リスク・オフィサー（CRO）／チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）が委員長を務め、委員長、代表取締役 社長執行役員 CEO、統括本部長、委員長が指名するメンバーで構成されています。

リスク・コンプライアンス委員会付議事項は、「リスク・コンプライアンス委員会規則」に定められており、当社及びグループ会社のリスク管理、コンプライアンス、情報セキュリティ及びデータガバナンス、金融犯罪対策、監督当局への申請・報告及び各種ライセンスの維持・管理、内部統制システム及びガバナンス、人事やコンプライアンス等の内部統制、その他規程等にて定める委員会関連事項、その他委員長が必要と判断した事項について審議・報告を行います。

同委員会での付議事項及びその議論結果等については、監査等委員へ定期的に報告しています。

監査等委員会

監査等委員会は、当社の内部統制システムに基づき、業務活動の全般にわたり、方針・計画・手続きの妥当性、業務実施の有効性、法令遵守状況等を監査しています。

監査等委員会は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議をすることを目的としています。独立社外取締役4名で構成され、その議長は、監査等委員会委員長の柄澤 康喜です。各委員は独立性が十分に確保されており、企業経営、会計・監査に関する豊富な知識と経験に基づき、取締役の職務執行の監査及び取締役会の意思決定に対する助言・提言を行っています。

監査等委員会は原則月 1 回開催し、監査方針・監査計画などを定めています。また、監査の実効性を確保するため、各委員は取締役会への出席を通じた情報収集に加え、社内外の各種ミーティングやヒアリングを通じて必要な情報を収集しています。取締役や従業員、主要な子会社の監査役等からの定期的な報告も受けるほか、会計監査人及び内部監査部門と連携を図り、監査計画・監査結果の報告を受けています。

内部監査

監査統制本部に属する監査統制部は部長以下 24 名のスタッフで構成されており、当社各部門及び子会社を対象として、法令や定款、社内規程に基づき適法・適正に業務が行われているか、社内での独立性を維持しながら内部監査を実施し、その結果を社長に報告するとともに、監査等委員に説明しています。

社外取締役のサポート体制

議題の具体的な内容を理解した上で取締役会に臨めるよう、独立社外取締役を含む全取締役に対して、事務局が事前に取締役会資料を送付し、必要に応じて補足説明なども行っています。

また、監査等委員である社外取締役のみで構成される監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会専任の補助使用人を設置し、監査等委員会の指示に基づき監査等委員会の職務遂行に必要な補助を行う体制を整備しています。

さらに、監査等委員は、必要に応じて、独立の弁護士、公認会計士その他の外部専門家を利用することができ、その費用は会社が負担します。

監査等委員、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査等委員と会計監査人

監査等委員は、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）から監査計画・四半期レビュー・監査結果などについて定期的に説明を受けるとともに、必要に応じて情報・意見交換を行うなどして、連携を図っています。

2. 監査等委員と内部監査部門

監査等委員は、当社の内部監査を担当する監査統制部から監査計画、社内各部門・主要な子会社の内部監査の結果などについて定期的に説明を受けるとともに、必要に応じて情報・意見交換を行うなどして、連携を図っています。

3. 会計監査人と内部監査部門

監査統制部は、会計監査人から監査結果などについて定期的に説明を受けています。このほかにも両者は必要に応じて情報・意見交換を行うなどして、連携を図っています。

支配株主との取引への対応

当社では、親会社グループとの取引を含めた関連当事者取引は、関連当事者としての有利な立場を利用して会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼすことがある取引であると認識しています。そのため、当社は関連当事者取引等の実施に当たっては、「関連当事者等取引管理規程」に基づき、その取引が当社グループの経営上合理的なものであるか、また取引条件がほかの外部取引と比較して適正であるかに特に留意しています。

重要な関連当事者等取引については、原則として監査等委員会の承認を得ることとし、支配株主に該当する者との取引など取締役会の決議を要する取引については、取締役会の決議により行う方針としています。

また、重要な取引に該当しない関連当事者取引についても、当該取引の総額及び内容を取締役会及び監査等委員会に対して報告することとしています。

加えて、取締役の競業取引及び会社との利益相反取引については、「取締役会規程」にて決議事項として定め、取引ごとに取締役会の承認により行い、その取引結果について取締役会に報告することとしています。

配当政策

当社は、株主利益の最大化を重要な経営課題の一つと認識していますが、当社は、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定と事業の継続的な拡大・発展のため、内部留保の充実が重要であると考え、当期を含め会社設立以来配当を行っていません。今後の剰余金の配当については、業績、財務状況、今後の事業、投資等を総合的に勘案し、決定する方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期等は未定です。

【役員】

取締役のスキルマトリックス

当社は、取締役会が多様性を確保しつつ実効的な議論及び迅速かつ適切な意思決定を行うためには、取締役会に参加する取締役が、それぞれ多様な視点・経験に加え、高度な専門性を有していることが重要であると考えています。

氏名	地位	経営	財務/会計	技術/ テクノロジー	法務/リスク	人事/ 人財開発	セールス/ マーケティング	国際性/ 多様性
中山 一郎	代表取締役 社長執行役員 兼 CEO	◎		●				●
出澤 剛	取締役	◎		●				●
後藤 芳光	取締役	●	◎					●
宮川 潤一	取締役	◎		●				●
高洲 史弥	取締役	●				●	◎	
柄澤 康喜	社外取締役	◎	●		●			
ポール 与那嶺	社外取締役	◎		●				●
河野 宏子	社外取締役		●			◎		●
金子 寛人	社外取締役	●	◎					●

※各取締役は幅広い経営経験を有していますが、スキルマトリックスでは、取締役が当社の経営において特に高い監督価値を提供している3つの分野を中心に整理しています。そのうち最も中核的な強みを「メイン（◎）」、補完的な強みを「サブ（●）」として表示しています。

取締役の選任理由

当社は、取締役会の経営監督機能の強化及び意思決定プロセスの客観性・透明性向上を図るため、独立性基準を満たす独立社外取締役を選任するとともに、様々な分野における豊富な知識と経験を有する取締役を招聘しています。各取締役の選任理由は以下のとおりです。

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

氏名	選任理由
中山 一郎	情報通信ビジネスやIT業界において培った経験とBtoCビジネス（コンシューマー向けサービス）における企業経営者としての豊富な知識を有しており、2018年の当社創業以来、代表取締役 社長執行役員 CEOとして当社グループの成長を牽引しました。当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、選任しました。
出澤 剛	旧株式会社ライブドアの経営再建を果たした実績を持ち、

	LINE グループの経営全般を統括し、Zホールディングス株式会社とLINE株式会社との経営統合の実現など、経営における高い見識・幅広い知見を有しています。 当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、選任しました。
後藤 芳光	ソフトバンクグループ株式会社の取締役 専務執行役員 CFO 兼 CISO、福岡ソフトバンクホークス株式会社の代表取締役社長 CEO 兼オーナー代行を務める等、財務及び経営管理に関する豊富な知識と経験を有しています。また、2019年より当社取締役として当社グループの成長に大きく寄与しています。 当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、選任しました。
宮川 潤一	ソフトバンク株式会社の代表取締役 CEO の経験やグループ会社の社長を務める等、経営における高い見識・幅広い知見を有しています。また、最先端テクノロジーに対する深い知識を有しており、テクノロジー領域の事業統括責任者としてソフトバンク株式会社の成長を牽引しています。 当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、選任しました。
高洲 史弥	高洲史弥氏は、ソフトバンク株式会社においてコンシューマ営業、コンシューマ戦略に係る重要なポジションを歴任し、同分野に豊富な経験と実績を有しております。 当社グループの持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、選任しました。

2. 社外取締役（監査等委員）

氏名	選任理由
柄澤 康喜	経営企画、営業、広報、財務企画に携わる等、豊富な業務経験を有し、MS&AD インシュアランスグループのCEO の経験や取締役会長を務める等、経営全般に関する幅広く高度な知見・経験を有しています。 これらの経験を活かし、当社の経営に適切な助言及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待することから、監査等委員である社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、選任しました。

ポール 与那嶺	<p>コンサルティング会社、日本アイ・ビー・エム株式会社の代表取締役及び海外金融機関 CEO 等の豊富な経営経験等を通じて培った DX（デジタルトランスフォーメーション）、組織マネジメント、財務・会計などに関する幅広く高度な知見・経験を有しています。</p> <p>これらの経験を活かし、当社の経営に適切な助言及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待できることから、監査等委員である社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、選任しました。</p>
河野 宏子	<p>投資会社での業務及び学校法人立ち上げ並びに運営、コーチング会社での人材育成に従事され、その経験と見識は高く評価されています。</p> <p>これらの経験を活かし、当社の経営に適切な助言及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待できることから、監査等委員である社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、選任しました。</p>
金子 寛人	<p>アーサーアンダーセン会計事務所においてグローバルな視点を培い、公認会計士として長年にわたり、企業を取り巻く様々な課題に携わるなど、監査や会計コンサルに関しての豊富な経験と高い見識を有しています。また、マネジメントチームの一員として経営にも参画し、経営者としての知見を備えています。</p> <p>これらの経験を活かし、当社の経営に適切な助言及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待できることから、監査等委員である社外取締役の職務の適切な遂行が可能であると判断し、選任しました。</p>

役員報酬

1. 役員報酬制度の全体像

当社の役員報酬は、経営陣が株主の利益と整合した形で企業価値の持続的な向上に取り組むことを目的として、外部調査機関のデータベースを活用した調査・分析を行い、市場水準や会社業績、個人の役割・貢献度を踏まえ、経営者報酬としての競争力のあるものとなるように設定しています。

(1) 基本報酬（固定）

基本報酬は、経営者報酬としての競争力を踏まえ、各取締役の役割と責任に応じて年額を定め、毎月、金銭で定額を支給します。

監査等委員の報酬額は独立性を維持する観点から、基本報酬のみを支給しています。個別の金額は監査等委員の協議で決定されます。

(2) 業績連動報酬（短期インセンティブ）

業績目標達成に向けたインセンティブとし、本業の規模を示す売上高などの当社業績及び業務執行を行う各取締役の職務執行の実績等を総合的に勘案し算出した金額が、金銭により事業年度毎に支給されます。なお、基本報酬と業績連動報酬の構成は 50%：50%を目安として設定していません（業績達成 100%の場合）。

<算定方法>

業績指標：売上高など

算定式：基本報酬額×賞与支給率（業績指標の目標達成度等に応じて、0～150%の範囲内で決定されます）

(3) 株式報酬（中長期インセンティブ）

当社は、企業価値の持続的な向上への貢献意欲をより一層高めることを目的に株式報酬を導入しています。

2022 年には信託型ストック・オプションを、2025 年には税制適格型及び退職時行使型ストック・オプションを導入し、役員が株主と同じ視点で企業価値向上に取り組むインセンティブを設計しました。

これにより、経営陣の報酬と株主リターンの連動性を高め、長期的な成長・利益創出へのモチベーションを強化しています。

2. 役員報酬の決定機関と決定プロセス

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に係る取締役会の意思決定機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置しています。

報酬委員会は、個々の取締役の報酬方針や水準について取締役会に助言・提案を行うことで、報酬決定プロセスの透明性及び客観性を担保しています。

なお、監査等委員の報酬は、独立性を確保するため、監査等委員会の協議により決定しています。

【IR 活動】

情報開示の基本姿勢

当社の米国預託株式（以下、ADS）は米国 Nasdaq Global Select Market に上場しており、財務情報及び非財務情報について、米国証券取引委員会等の開示規則等により Foreign Private Issuer（以下、FPI）に開示が義務付けられる情報について適時適切に開示を行うことはもとより、必ずしも開示が求められない情報についても、投資家をはじめとするステークホルダーへの影響度合いを慎重に検討し、必要に応じて主体的に開示を行います。

また、当社は、本 ADS の国内売出しに際して金融商品取引法に基づく有価証券届出書を提出しており、これに伴い有価証券報告書提出会社として、同法その他関係法令に従い、適切な情報開示を行います。

重要情報の適時開示

1. 情報開示基準・方法

FPI においては発行体の本拠である国で重要情報が公表され次第、速やかに米国証券取引委員会へ Form 6-K を提出することが求められています。係る重要情報の定量的な基準は設けられていないことから、当社の本拠である日本法令（金融商品取引法）や日本の証券取引所における適時開示の軽微基準に準拠して開示の検討を行うものとします。これら開示基準を満たさない情報であっても、投資判断に著しい影響を与えると思われる重要な情報については、すべてのステークホルダーが平等に入手できるように、公平かつ迅速に開示を行います。

上記の重要情報は、米国証券取引委員会が運営する開示書類に関する電子システムである EDGAR 及び日本の金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システムである EDINET を通じて適切に開示を行います。

2. 情報開示体制

当社は、IR 部を専任部署として適時開示を行っており、「情報開示規程」において、適時開示に係る IR 部への報告事項、報告時期及び手順などについて定めています。IR 部は、適時開示が必要な場合、経理、財務、法務、総務などの関連部署と密接に連携して適時開示資料を作成し、情報開示責任者の決裁の下、速やかに適時開示を行います。

IR 活動沈黙期間

決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、決算期末日の翌日から決算発表日までを IR 活動沈黙期間（クワイエットピリオド）として設定します。この期間中は決算にかかわるお問い合わせへの回答やコメントを控えます。

【内部統制システム構築の基本方針】

目的

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社の業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針を定めます。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、「PayPay グループ行動規範」を定め、取締役及び使用人の行動指針とし、職務の執行にかかる法令遵守体制を整備すると共に、企業倫理の確立を図ります。
2. 当社は、コンプライアンスに係る関連規程等を定め、コンプライアンス体制の整備を行うと共に、コンプライアンス上の問題点の把握に努めます。
3. 当社は、コンプライアンス意識の醸成及び法令違反防止の観点から、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・プログラム」等を策定し、コンプライアンスに必要な教育・研修を継続的に実施します。
4. 当社は、コンプライアンス違反行為等の早期発見とその是正、解決を図るため、コンプライアンスホットライン規程を整備、運用します。
5. 当社は、経営及び業務執行におけるコンプライアンスの重要性を十分に認識し、チーフコンプライアンスオフィサーを委員長としたリスク・コンプライアンス委員会を設置します。不祥事件が発生した場合に経営陣へ迅速に報告を行うなど実効性あるコンプライアンス体制の構築及び整備に努めます。
6. 当社は、「反社会的勢力に対する方針」を定め、不当要求への応答、裏取引、資金提供は一切行わないなど、反社会的勢力との関係遮断を徹底します。また、より具体的な対応を定めるため、「反社会的勢力による被害防止の社内規則」等を策定し、組織全体として毅然とした対応を行う体制を整備します。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 当社は、「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報セキュリティマネジメントシステムを構築します。
2. 当社は、「文書保存管理規程」を定め、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を適切に記録・保存・管理します。保存期間・管理方法等の周知徹底に努め、保存・管理状況について定期的にモニタリングを行います。
3. 当社は、株主総会及び取締役会の議事録並びに事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査等委員が常時閲覧することができるようにします。
4. 当社は、当社の重要な情報の適時開示やその他の開示を所管する部署を設置し、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に従い適時に

正確かつ十分に開示される体制を構築・運用します。

5. 当社は、個人情報については法令のほか「プライバシーポリシー」及び「個人情報保護規程」を定め、適切に管理します。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 当社は、事業運営における様々なリスクに対し、リスク管理を適切に行うと共に、リスク回避、軽減その他の必要な措置を行うため、社内規程を整備します。
2. 当社は、「リスク管理規程」を定め、想定されるリスクに応じた有事に備えると共に、有事の際の迅速かつ適切な情報収集体制と緊急対応体制を整備し、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応します。
3. 当社は、情報セキュリティ上のリスク分析を実施し、評価されたセキュリティリスクに対する対策の策定及び改善を推進します。
4. 当社は、役職員に対してリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施します。
5. 当社は、定期的に、リスク管理体制について見直しを行います。
6. 当社は、業務上発生したインシデント等、顕在化したリスクに対する管理態勢を整備します。
7. 当社は、災害等の当社に著しい損害を及ぼす事態が現に生じた場合であっても、事業を継続し、社会における役割を果たすために、「危機管理規程」を定め、事業継続マネジメント（BCM）体制を構築・運用します。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役は、法令及び「取締役会規程」等に基づき、自らの職務を執行します。
2. 当社は、職務執行に関する権限及び責任については、「職務権限規程」その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行します。
3. 当社は、執行役員、統括本部長、本部長及び内部監査部門長によって構成される経営会議を設置し、取締役会に付議すべき事項、その他経営に関する重要な事項について、審議及び検討を行います。
4. 当社は、経営効率の向上を図るため、取締役会において中長期経営計画及び単年度予算を決定し、その執行を行います。

当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、経営活動上の重要な意思決定事項について、「取締役会規程」及び「職務権限規程」に基づき、必要な事前審議、取締役会の決議を得て行います。

2. 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「財務経理規則」、関連細則及びガイドライン等を定めます。
3. 当社は、被監査部門から独立した内部監査部門を設置し、当社及び子会社に対して、法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の有効性等について内部監査を実施します。
4. 当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社グループにおける業務の適正性を図るため、子会社の取締役等の職務執行に係る事項に関して、子会社の機能や重要性等に応じ、当社に対する適切な報告制度を整備します。また当該子会社における重要な事項について指導、支援及び助言を行います。
5. 子会社の取締役等の職務執行の効率性確保を図るため、子会社との間で協定書を締結すること等により、その権限及び責任を明らかにすると共に、子会社において重要な意思決定を行う際、当社の承認を要することとします。また、子会社の取締役等に、必要に応じて当社の関連部署及び取締役等と協議を行わせます。
6. 有事の際に状況に応じて当社とグループ各社にて連携を取り、被害（損失）の最小化を図るため、当社グループ全体を対象とするリスクの管理体制、有事の際の迅速かつ適切な情報収集体制及び緊急対応体制を整備します。
7. 子会社の取締役、監査役、執行役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、当社グループにおいて重大な法令もしくは社内規程の違反、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見した場合、直ちに当社監査等委員会に報告を行うこととします。またこれらの者が、コンプライアンスホットライン規程に基づく通報や当社監査等委員会に対する報告を行ったことを理由として、解雇その他一切の不利益な取扱いを行わない体制を整備します。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに監査等委員会による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 取締役会は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置くことを求めた場合には、必要な知識・能力を備えた、適切な員数の専任の補助使用人を確保します。
2. 当社は、補助使用人の独立性を確保するため、指揮命令権を監査等委員会に帰属させ、補助使用人の人事異動、人事評価及び懲戒処分等に関する同意権を監査等委員会に付与します。
3. 当社は、補助使用人に必要な調査権限及び情報収集権限を付与します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して、法令及び規程に定められた事項を遅滞なく報告します。
2. 当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）や使用人が、コンプライアンスホットライン規程に基づく通報や監査等委員会に対する報告を行ったことを理由として、解雇その他一切の不利益な取扱いを行いません。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済等の請求を行った場合、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものではないと認められる場合を除き、これに応じます。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、必要な事項を整備、運用します。

以上

(2026年6月29日基準)